

火災予防分野における 技術カタログ

総務省消防庁

本カタログについて

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定による消防用設備等の点検、同法第 8 条の 2 の 2 の規定による防火対象物の点検及び同法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 の規定による防災管理対象物の点検（以下「各種点検」という。）については、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、アナログ規制の見直しについて、可能なものから順次措置することとされました。

これを踏まえ、消防庁では、随時新たな技術を取り入れるため、各種点検に係る新たな技術を公募し、学識経験者等で構成された「火災予防分野における点検技術評価会議」において、点検基準に対する公募技術の適合性の評価を実施し、当該会議において適合性を有すると認められた技術を「火災予防分野における技術カタログ」としてとりまとめました。以降、本カタログに掲載する技術の更新に応じ、適宜改定してまいります。

本カタログに掲載の技術は「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成 14 年 6 月 11 日付け消防予第 172 号）に規定する「新たな点検技術等を用いた点検方法」、「消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成 14 年 12 月 13 日付け消防安第 125 号）及び「消防法施行規則第 51 条の 14 で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成 21 年 1 月 26 日付け消防予第 37 号）に規定する「判定方法に定める事項を適切に判定できるその他の方法」として位置づけられ、所定の使用方法に適合する形で利用する場合に限り、一定の点検項目において代替することができるものですので、個々の点検事案に適した点検方法を選択するための参考資料として活用してください。

本カタログ記載の内容をご理解の上、点検業務の効率化等にご活用ください。

【目次】

第1 掲載技術の利用における留意事項

第2 消防用設備等点検

2-1. 放送設備のリモートメンテナンスサービス【TOA株式会社】

第3 防火対象物点検・防災管理点検

3-1. ダクト内遠隔監視システム（撮影・温度測定・アラート・センシング機能）

【株式会社アームス】

3-2. 防火対象物点検及び防災管理点検におけるリモート点検

【アークリード株式会社・株式会社リコー】

※ 分類ごとに応募があった順に掲載

第1 掲載技術の利用における留意事項

掲載技術の利用に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- 掲載技術は、記載の使用方法等を十分確認した上で適切に運用すること。
- 本カタログに掲載の技術を使用して点検を行う場合でも、点検項目の最終的な適否については、当該技術の使用方法、適用条件等を把握した上で、点検者が責任を持って判定するものであること。
なお、各種点検の点検者については、各法令に基づく資格を有するものであること。※
- 従前の点検方法に代えて本カタログに掲載の技術を活用するか否かについては、点検者が判断するものであり、消防庁がその活用を推奨、斡旋するものではないこと。
- 掲載内容及び機器の仕様に関する苦情、紛争等への対応は、掲載技術を応募した者が行うものであり、消防庁は何らの責任を負うものではないこと。
- 個人情報や、事業所のセキュリティー等の法人情報の取扱いについては、点検者及び点検依頼者の間で適切に処理されるものであること。
- 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

※ 消防用設備等の点検については、消防法施行令第36条第2項に規定する防火対象物以外の防火対象物を点検する場合を除く。